行政Information

防災情報がテレビで確認できます

問防災危機管理課（☎65－6555）

気象情報や防災情報、避難情報等がテレビで確認できることをご存知でしょうか。

ＮＨＫ総合やびわ湖放送のデータ放送で確認できますので、ご活用ください。

データ放送は、テレビのリモコンでｄボタンを押すと見ることができます。

▲河川水位・雨量情報画面

行政Information

市立病院の職員を募集します

●市立長浜病院〈採用日：平成28年４月１日〉

職　種	採用予定人員	受験資格	試験日
薬剤師	若干名	昭和60年４月２日以降に生まれ、薬剤師法(昭和35年法律第146号)による薬剤師の免許を有する人(平成28年７月末日までに免許を取得できる見込みの人を含む)で、当直が可能な人	６月６日(土)

【申込受付期限】５月29日(金)当日消印有効

【試験会場】市立長浜病院

受験申込書は担当課にあります。また、病院ホームページからダウンロードすることもできます。

受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「薬剤師受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒［角型２号］(120円切手を貼付して宛先・郵便番号明記)を同封して、右記まで送付してください。

問合せ・申込先

長浜市病院事業職員選考委員会
〈市立長浜病院事務局総務課内〉
〒526-8580 大戌亥町313
(☎６８－２３００〈代表〉)

５月16日は
市立長浜病院の救急診療を一時停止します

問市立長浜病院診療支援棟建設準備室（☎６８－２３００）

診療支援棟整備工事に伴い下記の日時に全館停電します。停電により医療機器などの使用が制限されるため、救急診療について一時停止します。

皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

【と　き】５月16日(土)

●停電時間　９時～16時　●救急診療一時停止時間　６時～19時

※進捗状況よって時間が前後する可能性がありますのでご了承ください。

行政Information

新規就農者を支援します

問農政課（☎65－6522）

○青年就農給付金（経営開始型）

独立・自営就農する農業者に対し、農業を始めてから経営が安定するまでの最長５年間、年間最大１５０万円を給付します。

申請は随時受付けています。

【主な対象者要件】

①農業経営を開始してから５年以内で、独立・自営就農時の年齢が45歳未満の人

②認定就農者であること

③「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられているか、位置づけが確実と見込まれていること

④前年度の総所得が３５０万円未満（就農以前の所得は除く）

○新規就農者支援補助金

新規就農に要する経費に対し、その費用の一部を最長３年間、年間最大50万円を補助します。

申請は随時受付けています。

【主な対象者要件】

①市内で独立・自営就農する55歳未満の人

②農業従事日数が年間１５０日以上見込まれること

③農業経営を開始してから５年以内であること

【補助率】

補助対象経費の１／２（上限50万円）

【補助対象経費】

①研修に要する経費（旅費、負担金、教材費等）

②生産に要する経費（小作料、農業用資材、経理用備品等）

③生活に要する経費（家賃）

詳しくは市ホームページで。

問合せ・申請窓口

農政課（☎65－6522）
北部振興局産業振興課
（☎82－5902）

行政Information

遊休農地の活用を支援します

問農政課（☎65－6522）

市では、遊休農地の解消と拡大防止を図るため、米の生産調整の長期化や農業従事者の高齢化などを理由に遊休化している農地を借り受けて、再生・活用する持続的な取組みに対して補助金を交付します。

【補助対象となる活動】

Ａ地域の取組みに対する支援

・農作物栽培に不向きな遊休農地において、草刈り等を行い、景観作物を作付し、農村風景を保全する活動

・獣害対策の緩衝帯となるような立地にある遊休農地において、年間２回以上草刈りし、獣害対策に貢献する活動

Ｂ個人の取組みに対する支援

遊休農地において草刈りや耕うん等を行い、農作物（主食用水稲は除く）または花を作付し、販売する活動

【補助額】

①農村風景を保全する景観作物の作付
初年度４０００円／アール

②獣害対策の緩衝帯となるような農地の保全管理
初年度２０００円／アール

③農作物（水稲を除く）、花の作付
初年度７０００円／アール

④主食用以外の水稲の作付
初年度５０００円／アール

※Ａは①②③④、Ｂは③④が補助対象です。

※取組面積10アール以上に限ります。

※自己所有地ならびに「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金（まるごと）」の交付対象となっている農地は、対象外です。

申請は随時受付けています。詳しくは市ホームページで。

●遊休農地とは

過去３年以上作付けされず、草刈り、荒起こし等の管理が行われていない農地

問合せ・申請窓口

農政課（☎65－6522）
北部振興局産業振興課
（☎82－5902）